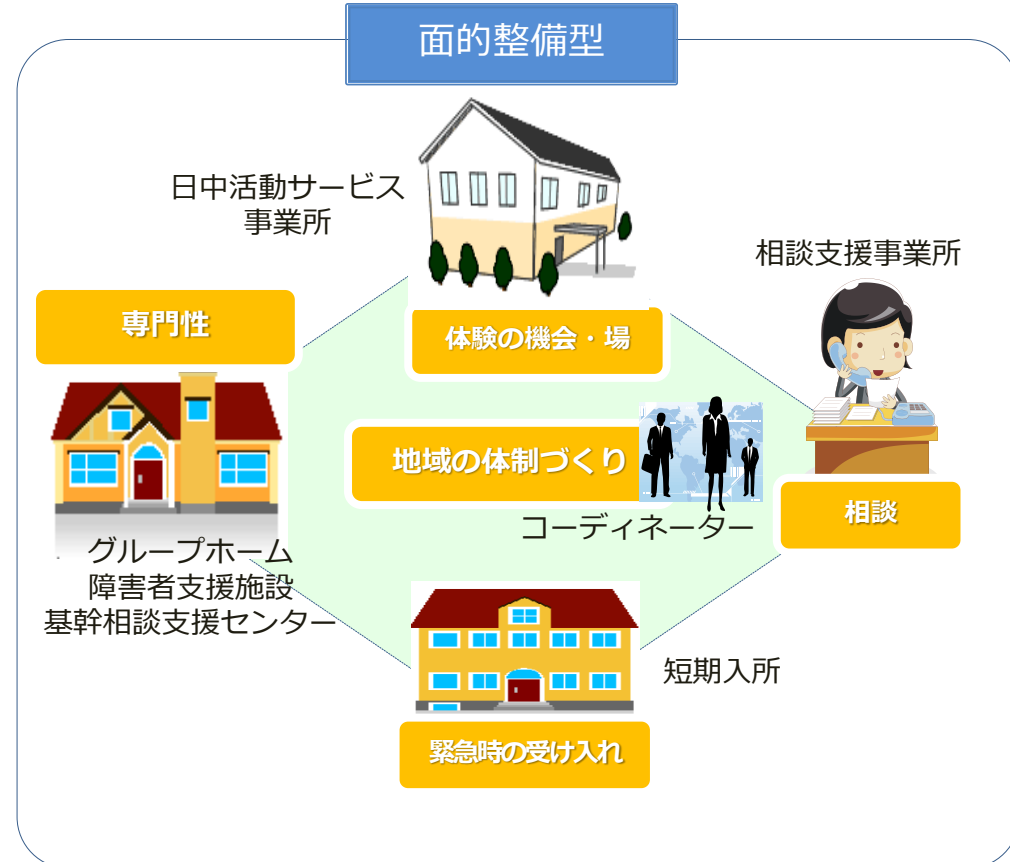
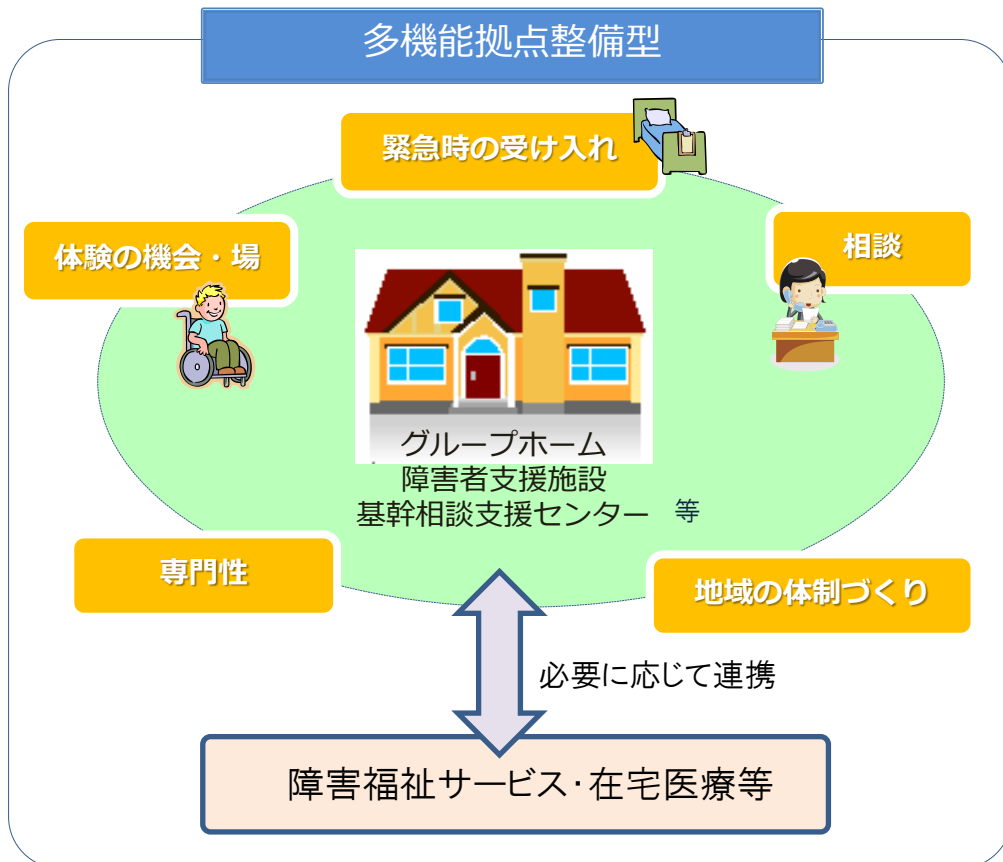


(3) 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

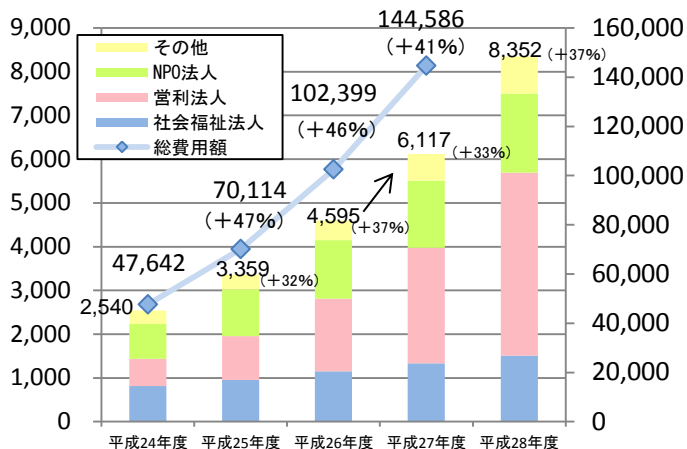


(4) 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて

<放課後等デイサービス>

- 総費用額(1,446億円)は、障害児支援全体の64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



※例えば、テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

見直し案

1. 障害児支援等の経験者の配置

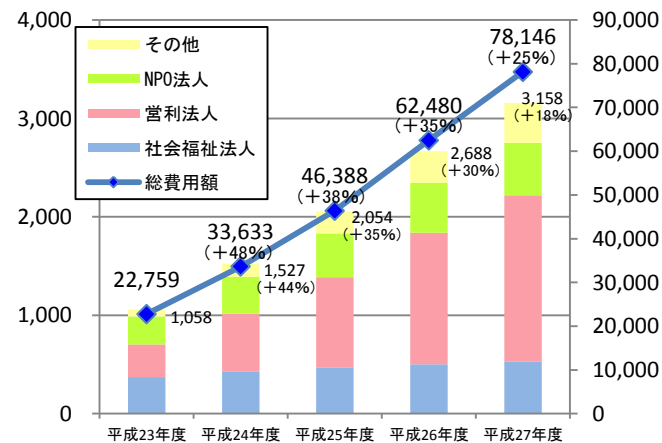
- ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
- ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に

2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け

<就労継続支援A型>

- 総費用額(781億円)は、障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移



見直し案

1. 就労の質の向上

- ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
- ② 賃金を給付費から支払うことは原則禁止

2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしなないことを可能に

○ 放課後等デイサービスの見直しについて

- 放課後等デイサービスについては、社会保障審議会障害者部会報告書(平成27年12月14日)において、「発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべき」とされている。
- このため、指定放課後等デイサービス事業所については、
 1. 障害児支援等の経験者の配置
 - ①管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
 - ②配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に
 2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付けを平成29年4月1日より実施する予定としている。※既存の事業所については、1年間の経過措置を設ける予定(1のみ)。
- 各都道府県・市町村においては、関係機関等に周知徹底を図るとともに、平成29年4月1日からの円滑な実施に向けて条例改正等の準備を行っていただくようお願いする。

就労継続支援A型の運用の見直しについて

- 就労継続支援A型事業については、
 - 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
 - 利用者も従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例などの不適切な運営を行っている事例が指摘されているところである。

- 社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月14日）においても「就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等を行うべきである。」とされている。

- このため、就労継続支援A型については、以下の見直しを平成29年4月1日から実施することとしている。
 - 1 就労の質の向上を図るため、
 - ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにしなければならないことや
 - ② 賃金を自立支援給付から支払うことは原則禁止とすることなどを新たに運営基準に規定
 - 2 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たに指定をしないことを可能にする

- 各都道府県・市町村においては、関係機関等に周知徹底を図るとともに、平成29年4月1日からの円滑な実施に向けて条例改正等の準備を行っていただくようお願いする。

(5) 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について

【市町村における平成28年度の調達方針の策定状況について】

- 障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下、「調達方針」という)を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定が義務付けられている。
- 都道府県におかれては全て調達方針を策定いただいているところであるが、市町村においては85.6%(平成28年7月31日時点)の策定率となっており、策定されていない市町村もある状況である。調達方針の策定は法律に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村等に対して調達方針の策定について周知徹底願いたい。
- 平成29年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成28年度の出納整理期間が終わる平成29年5月には策定できるよう、速やかに策定に向けて着手いただきたい。
- 今年度から各都道府県の策定率の公表に加え、各自治体の策定状況も厚生労働省のホームページに公表しているので参考にされたい。

【障害者就労施設等からの調達の促進について】

- 平成27年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、合計で約157億円であり、平成26年度から約6億円増加する一方で、前年度よりも実績が落ちている自治体も散見される場所である。
- 都道府県等における物品等の調達は、様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく出先機関等も含めた全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要であり、全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知願いたい。
- なお、各省庁における取組事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例に加えて、新たに自治体の取組事例もホームページに掲載しているので、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参照されたい。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>
- また、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、会計年度が終了した後、遅滞なく調達実績の概要を取りまとめ公表することとなっているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

市町村の調達方針策定状況(平成28年度) ※平成28年7月31日時点

	対象市町村	策定済み市町村	未策定市町村	策定割合
全国計	1,741	1,490	251	85.6%
北海道	179	112	67	62.6%
青森県	40	31	9	77.5%
岩手県	33	28	5	84.8%
宮城県	35	26	9	74.3%
秋田県	25	17	8	68.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	46	13	78.0%
茨城県	44	43	1	97.7%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	28	7	80.0%
埼玉県	63	60	3	95.2%
千葉県	54	49	5	90.7%
東京都	62	47	15	75.8%
神奈川県	33	29	4	87.9%
新潟県	30	24	6	80.0%
富山県	15	14	1	93.3%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	69	8	89.6%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	30	5	85.7%
愛知県	54	53	1	98.1%

	対象市町村	策定済み市町村	未策定市町村	策定割合
三重県	29	26	3	89.7%
滋賀県	19	14	5	73.7%
京都府	26	22	4	84.6%
大阪府	43	39	4	90.7%
兵庫県	41	33	8	80.5%
奈良県	39	28	11	71.8%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	26	1	96.3%
広島県	23	21	2	91.3%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	23	1	95.8%
香川県	17	16	1	94.1%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	57	3	95.0%
佐賀県	20	16	4	80.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	35	10	77.8%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	34	9	79.1%
沖縄県	41	24	17	58.5%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

国等における障害者就労施設等からの調達実績

	平成26年度		平成27年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	387	0.06億円
独立行政法人等	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	578	1.72億円
都道府県	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	3,169	0.80億円
市町村	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	10,639	4.52億円
地方独立行政法人	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	▲968	▲1.12億円
合計	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	13,805	5.98億円

(6) 相談支援の充実等について

【相談支援事業の実施状況等の調査結果について】

- 平成28年9月末時点における障害福祉サービス利用者に占める計画作成割合は、計画相談支援が96.3%、障害児相談支援が98.8%であり、計画作成がほぼ完全実施されている状況であるが、一部の地方自治体では未だ低調な状況にあり、法律に基づく適正な支給決定プロセスが確保されるよう、速やかに相談支援体制の整備を図られたい。
- また、障害児相談支援においては、セルフプランの割合が約3割と比較的高い状況となっている。セルフプランについては、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されない恐れがあるので、市町村においては保護者等に対し障害児相談支援に関する説明を行い、活用を促すとともに、地域の障害児相談支援体制の更なる充実を図られたい。
- 指定相談支援事業所及び相談支援専門員については、平成25年度から着実に増加しているが、平成28年4月時点の特定事業所加算適用事業所は、全体の5%に留まり、手厚い体制が整えられている事業所は少ない状況である。必要に応じて管内の相談支援事業所に対し、支援体制の充実を促すとともに、特定事業所加算の適用などを通じて体制強化を図られたい。
- 基幹相談支援センターについては、未だ設置市町村の割合は27%であるが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待されていることから、今後も設置を促進する必要があり、都道府県においては、市町村に対し設置に向けた助言や調整に努められたい。

【「相談支援の質の向上に向けた検討会」について】

- 「相談支援の質の向上に向けた検討会」を平成28年3月から7月に計5回開催し、その議論のとりまとめを様々な機会を通じて周知しているところである。
- 本検討会での議論を踏まえ、相談支援専門員の資質の向上については、平成30年度の報酬改定や研修内容の改正等を通じて今後も必要な方策をお示しすることとしているが、相談支援体制については、地域の関係機関の機能分担について協議会等で議論を重ねるとともに、市町村が中心となって充実を図られたい。特に、基幹相談支援センターは相談支援の中核的な役割を担うことから、未設置の市町村は、設置に向けて地域の関係者と十分議論することが重要である。